

平成 30 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
 代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武
 (コード番号：3672 東証第一部)
 問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一
 財務・経理部長
 (Tel. 03-4405-4339)

**第三者割当による第 5 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
 第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 8 月 30 日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当の方法による第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権及び（以下「本新株予約権」と総称します。）の発行について、本日付で割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「マッコーリー・バンク」といいます。）及び株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」といいます。）からの払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、平成 30 年 8 月 30 日に公表いたしました「第三者割当による第 5 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 30 年 9 月 18 日
(2) 新株予約権の総数	33,000 個 第 5 回新株予約権 28,000 個 第 6 回新株予約権 5,000 個
(3) 発行価額	総額 18,276,000 円 第 5 回新株予約権 1 個当たり 557 円 第 6 回新株予約権 1 個当たり 536 円
(4) 当該発行による潜在株式数	3,300,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 5 回新株予約権 2,800,000 株 第 6 回新株予約権 500,000 株 第 5 回新株予約権の下限行使価額は 544 円、第 6 回新株予約権の下限行使価額は 544 円となります。なお、本新株予約権の全部が各下限行使価額で行使された場合においても、発行される株式数は 3,300,000 株です。
(5) 資金調達の額	3,155,076,000 円（差引手取概算額 3,120,781,600 円） (内訳) 第 5 回新株予約権 新株予約権発行分： 15,596,000 円 新株予約権行使分： 2,536,800,000 円

	<p>第6回新株予約権</p> <p>新株予約権発行分： 2,680,000 円</p> <p>新株予約権行使分： 600,000,000 円</p> <p>差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し若しくは買取った場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。</p>
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額</p> <p>第5回新株予約権 906 円</p> <p>第6回新株予約権 1,200 円</p> <p>下限行使価額</p> <p>第5回新株予約権 544 円 (当初行使価額の60%)</p> <p>第6回新株予約権 544 円 (当初行使価額の45%)</p> <p>第5回新株予約権の行使価額は、割当日以降、第5回新株予約権の行使期間の満了日まで、各修正日 (以下に定義します。以下同じ。)の前取引日 (以下に定義します。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額 (円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第6回新株予約権については、行使価額は当初は1,200円に固定されておりますが、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、それ以降、行使価額は修正されることとなります。当該決定をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権を有する者に通知するものとし、当該通知が行われた日の3取引日目を以降第6回新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額 (円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所で売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合 (一時的な取引制限を含みます。)、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(第6回新株予約権については、当社が行使価額の修正を決議した後の)本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p>
(7) 募集又は割当方法	<p>第三者割当の方法により、マコーリー・バンク及びSBI証券に割り当てま</p>

(割当先)	す。 (内訳) 第5回新株予約権 マッコーリー・バンク：14,000 個 SBI 証券：14,000 個 第6回新株予約権 マッコーリー・バンク：2,500 個 SBI 証券：2,500 個
(8) 本新株予約権の行使期間	平成 30 年 9 月 18 日から平成 32 年 9 月 17 日まで

－以上－